

杵築市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱

最終改正 令和4年3月30日杵築市告示第10号

(目的)

第1条 この要綱は、杵築市内における再生可能エネルギー発電設備設置事業に関し必要な基準を定め、その適正な実施を誘導することにより、設置場所及びその周辺の地域における災害防止とともに良好な自然及び生活環境の確保を図り、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する設備をいう。
- (2) 設置事業 再生可能エネルギー発電設備設置事業行為（土地の権利の取得、伐採、造成、工事等設置に係る事業の全てを含む。）をいう。
- (3) 発電事業 発電設備における発電及び売電行為をいう。
- (4) 事業者 設置事業及び発電事業を行う者をいう。
- (5) 設置場所 発電設備の有無にかかわらず設置事業を実施しようとする全ての場所をいう。
- (6) 地元住民 設置場所が所在する区域（杵築市行政区設置条例（平成17年杵築市条例第11号）第2条に掲げる区域をいう。）内に居住する者及び設置場所が所在する区域に隣接する区域内に居住する者等をいう。

(設置事業の届出)

第3条 5,000平方メートル以上の土地について設置事業を実施（同一事業者がすでに設置済み、又は施工中の設置事業に接続してさらに事業を行う場合は、その全ての面積を対象とする。）しようとする事業者は、原則として設置場所の土地の権利を取得する前に、設置事業計画書（様式第1号）を市長に提出し、協議を行うものとする。

2 すでに土地の権利を取得している事業者にあつては、伐採、造成等に着手する前に前項の計画書を市長に提出し、協議を行うものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、関係法令を遵守するほか、設置場所及び周辺地域の自然及び生活環境について十分に配慮し、事故、公害及び災害（以下これらを「事故等」という。）の防止に努めるとともに、地元住民との良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、設置事業の実施に伴い事故等が発生したとき、又は地元住民と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じる

ように努めなければならない。

(地元住民への説明等)

第5条 事業者は、事業の施工内容等について地元住民へ説明会等を開催するとともに、地元住民の理解を得るように努めるものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、地元住民以外にも説明会等を開催するものとする。

2 事業者は、前項の規定により説明会等を開催したときは、説明会等実施状況調書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(設置事業計画の変更)

第6条 事業者は、第3条の規定により提出した設置事業計画書の内容を変更したときは、速やかに市と協議するとともに、設置事業変更届(様式第3号)を市長に提出するものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(指導及び助言)

第7条 市長は、第3条及び第6条の規定による事前協議のあった設置事業計画について、関係法令に基づく届出等のほか必要があると認めるときは、適切な措置を取るべく指導及び助言を事業者に対して行うものとする。

(立入調査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、事業者の同意を得て関係職員等を設置場所内に立入らせ、設置事業の状況を調査させることができるものとする。

(設置事業の完了)

第9条 事業者は、設置事業を完了し発電設備を設置したときは、発電設備設置届(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(発電事業終了後の計画)

第10条 事業者は、前条の規定により設置届を提出する際、発電事業終了後の発電設備の処理について処理計画書(様式第5号)を市長に提出し、発電事業終了後は周辺地域の環境及び地元住民に配慮した発電設備の処理を行うものとする。

(設置後の現況報告)

第11条 事業者は、発電設備の設置後、発電設備及び設置場所の現況について、現況報告書(様式第6号)を1年に1回市長に提出するものとする。

(公表)

第12条 第3条の規定により提出された設置事業計画書のうち、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 提出日
- (2) 発電設備の種類
- (3) 発電出力規模
- (4) 設置場所(大字名までとする)
- (5) 施工期間

(6) 雨水等放流先名

2 前項の規定による公表については、市のウェブサイトに掲載するものとする。

(事務処理)

第13条 この要綱による事務処理は、市民生活課が行うものとする。ただし、第3条及び第6条に規定する協議並びに第7条に規定する指導及び助言については、関係課が行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日杵築市告示第14号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成26年4月17日杵築市告示第22号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成27年3月30日杵築市告示第4号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日杵築市告示第10号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日杵築市告示第18号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日杵築市告示第10号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第9条関係)

様式第5号(第10条関係)

様式第6号(第11条関係)